

# 新型コロナウイルス感染症関連の お知らせ

新型コロナウイルス感染症に関連して、3点お伝えいたします。

# 社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応

(令和6年3月15日付け高第1297号通知)

項目	現行の対応(5類移行後)	令和6年度以降の方針・対応
感染状況の把握	・事業所からの新型コロナ発生報告により、感染状況を把握し必要な支援の検討(1名でも発生時はFAXで報告)	・高齢者福祉課・障がい福祉課への発生報告は終了 ※各施設は感染症法に基づき保健所へ報告
業務継続支援チームによる支援	・クラスター発生施設へ訪問し、感染管理及び施設内療養について助言後、感染終息期までWEBによる継続的なフォローを実施	・訪問支援終了、平時の体制(事案毎の個別対応等)へ移行
介護職員等派遣制度	・クラスター発生等により、業務継続が困難な場合、当該事業所へ派遣協力事業所から介護職員等の派遣調整を実施	・派遣制度終了 ・施設において法人内や地域における相互応援体制の構築を検討
職員のメンタルケア	・「こころのケア訪問」として新型コロナ発生に伴うメンタルケアを希望する施設へ心理士が訪問し、相談対応又は研修を実施	・こころのケア訪問終了
酸素濃縮装置の確保と貸与	・高齢者福祉課と県内6保健所(松江保健所除く)に5台ずつ計35台保有し、必要時コロナ発生施設へ貸与	・確保終了
抗原検査キット	・クラスター発生施設に提供 ・職員用の検査キットの無料配布	・提供終了(国による無料配布も終了) ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
感染防護具	・感染防護具を確保しクラスター発生施設及び各保健所へ提供	・提供終了 ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
研修等	・施設職員を対象とした、5類移行に係る変更点の確認と施設内療養等における対応に関する研修を開催	・医療機関との連携確保、定期的な研修参加について指導・助言(R6介護・障害福祉サービス等報酬改定で加算新設)

1点目、社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について、通所系事業所、入所施設には先日通知を發出しておりますが、改めて概要をご説明します。

まず、「感染状況の把握」について、これまでは、事業所で1名でも陽性者が発生した場合、FAXで報告をいただいておりますが、これが不要となります。コロナが5類感染症であることを踏まえ、4月以降は平時の対応に移行しますので、多数の陽性者が確認された場合において、感染症法に基づき保健所へ報告いただくこととなります。

「業務継続支援チームによる支援」について、クラスター発生時に、ご要望に応じて訪問支援等をさせていただいておりますが、こちらも終了となります。4月以降は事案ごとに個別の対応となりますので、必要に応じ、高齢者福祉課、又は所管の保健所にご相談いただければと思います。

「介護職員等派遣制度」について、クラスター発生時の事業所間での職員派遣について、ご要望に応じて県社会福祉協議会で調整してもらっていましたが、こちらも終了となります。しかしながら、今後も、感染症に限らず、自然災害等も含め、非常時を想定した体制整備が重要ですので、たとえば同一法人内や同一地域内での応援体制の構築について検討いただき、各事業所のBCPに盛り込んでいただくことなどを、ご検討いただければと思います。

「職員のメンタルケア」について、「こころのケア訪問」として実施していた相談対応は終了いたします。

施設内療養体制を支援するために県で確保していた酸素濃縮装置についても、年度内で確保を終了いたします。

「抗原検査キット」について、事業所内での感染拡大予防のため、職員用の検査キットを無料で配布しておりますが、こちらも終了となります。

クラスター発生施設への「感染防護具」の提供についても、基本的に終了となります。

抗原検査キットや感染防護具については、施設において必要数を確保いただくことが基本となりますので、こちらもBCPに盛り込むなどをしたうえで、平時から非常時を想定した必要数確保の取組をよろしくお願ひします。

「研修等」について、5類移行時には、施設職員向けの研修会などを実施したところです。入所系の施設については、今回の報酬改定で新設された「感染対策向上加算」により、医療機関との連携確保や定期的な研修参加について、加算で評価されることとなりましたので、施設における積極的な取組をお願ひします。

## 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の事業終了について

(令和6年3月15日付け事務連絡)

- 標記の補助金については、国の事業終了に伴い、令和6年3月31日をもって終了となります(令和6年3月31日までに発生した経費は補助対象)
- なお、令和6年1～3月までに発生した経費について、現時点で申請書を提出していない場合、当面の新規申請は行わないようお願いします(令和6年5月中旬頃に受付再開し、6月末で締め切る予定ですが、詳細は改めてお知らせします)
- 令和5年12月以前に発生した経費に係る申請については、既に締め切っています

経費の発生時期	申請書提出期限	備考
令和5年3月以前	令和6年1月31日	締切済
令和5年4～9月		
令和5年10～12月	令和6年2月29日	締切済
令和6年1～3月	令和6年6月30日(予定)	当面、新規の申請受付は行わない(5月中旬より受付再開予定)
令和6年4月以降	事業終了につき補助対象外	

2点目、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の事業終了について、こちらも先日事務連絡を发出しているところです。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴って発生したいわゆる「かかり増し経費」や、陽性者の施設内療養に対して補助金を交付するものですが、こちらは3月末で終了となります。この「3月末で終了」というのは、「3月末までに発生した経費が対象となる(つまり、今後4月以降に発生した経費は対象とならない)」という意味合いです。具体的な申請手続きなどは、来年度に入ってから行うこととなりますので、現時点で申請書を提出していないものについて、今後の新規申請は当面行わないようお願いします。申請の受付は5月中旬から再開し、6月末で締め切る予定ですので、ひとまずご準備をよろしくお願いします。詳細は4月以降に改めてご連絡いたします。

なお、令和5年12月以前に発生した経費に係る申請については、既に締め切っていますので念のため申し添えます。

詳細は掲載している一覧表でご確認ください。

# 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

(令和6年3月19日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症について通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する一連の事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止となります。
- ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、以下のとおりとなります。

## 以下、国事務連絡より抜粋

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。

3点目、令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてとなります。

資料に掲載のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する一連の事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止となります。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、資料のとおり取扱いとなりますので、ご確認ください。